（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の交付の申請） **第九十五条**　法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　［略］ （免状の再交付の手続） **第九十七条**　免状を汚し、損じ、又は失ってその再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。 ２・３　［略］	（免状の交付の申請） **第九十五条**　法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年令の記載された縦横それぞれ二・五センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）二枚を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　［略］ （免状の再交付の手続） **第九十七条**　免状を汚し、損じ、又は失ってその再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真二枚を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。 ２・３　［略］